

Ⅱ 取組結果

第2次行動計画は、2008（平成20）年度から2010（平成22）年度までの3年間の実施計画として、4つの施策の方向と21の推進施策、101の具体的な取組を位置づけ、全局において207の事業を実施した。

今回、第2次行動計画の3年間の総合的な評価をするため、この間の実施状況及び達成度について、所管部署に対する調査を実施した。この調査結果を踏まえ、推進施策単位に取組状況を確認し、施策の方向ごとに総合的な評価を行った。

施策の方向1 子どもの相談及び救済の充実

- ・推進施策1～7
- ・具体的な取組39項目

子どもの相談及び救済の充実については、各所管部署からの取組状況報告のほかに、第3期子どもの権利委員会による相談・救済についての事業調査報告を参考に評価した。

1 第2次行動計画取組状況

【推進施策1】

子どもが直接相談できる機関について、子どもにわかりやすく、具体的な広報を実施するとともに、子どもが安心して容易に相談できるよう体制や環境の整備を進めます。子ども自身がいじめや体罰等を受けたときにSOSを寄せられるよう支援します。

子どもの相談・救済事業の広報・啓発については、学校、施設、区役所等において効果的、効率的な広報を創意工夫して取り組んだ結果、子どもやおとなへの周知の広がりをみせている。また、相談窓口や各施設においては、子どもの抱える複雑化した問題に的確に対応するための職員研修、マニュアル作成等の取組がなされている。

しかしながら、「川崎市の子どもの権利に関する実態・意識調査」（平成23年実施）の結果では、困ったり悩んだりしたときに相談するところとして公的機関と挙げている子どもの割合が少ないこともあり、悩みごとを抱えている子ども自身が安心して、

気軽に相談できる環境の整備や広報が必要とされる。

【推進施策2】

子どもの救済にあたっては、子どもの最善の利益の確保の原則に基づき、適正な処遇に努めます。児童相談所の一時保護所をはじめとした、子どもの権利擁護のための施設整備を進めます。

子どもの救済システムとしての人権オンブズパーソンでは、権利を侵害された子どもが、安心してありのままに話ができ、エンパワーメントして解決の主体となりうるよう、各区役所のこども支援室、学校、民間団体と連携を行い、適切な子どもの権利の救済活動を行った。

また、増加する児童虐待の相談・通告への対応及び多様化・複雑化する相談内容への対応として北部地域における児童相談所の開設、民設民営による乳児院の整備を行った。

【推進施策3】

障害のある子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、不登校の子ども等、個別の支援を必要とする子どもが置かれている状況に配慮した相談を実施し、救済体制整備に向けた取組を進めます。DV被害者の子どもに関する実態の把握に努めます。

障害を持つ子どもについては、発達障害者支援センター、地域療育センター等において個々のニーズに合わせた専門性の高い支援を行っている。そのために支援する関係職員のための専門相談や研修等を実施している。しかしながら、相談支援実績は当初の見込みを超えて増加しており、全市的な相談体制の拡充が求められている。

病院における「思春期外来診療」等においては、児童相談所等と連携を図ることで諸問題の解決に効果を上げている。しかし、相談件数の増加に伴い、対応する医師等の人材確保が求められている。

児童生徒の心の健康問題は、学校からの相談に対して精神科医を学校へ派遣して指導方法等の助言を行うことで対応の改善を図った。また、事例検討会やシンポジウムの開催により学校長・教職員等への理解が広まった。対応には親等保護者との連携が不可欠であることから、今後、保護者への啓発活動が求められる。

外国人児童生徒への支援は、民間団体等との連携による日本語学習支援や日本語指導等協力者の派遣等により学力の向上などの成果がでている。平成22年度からは中学3年生を対象に学習言語や高校受験に向けた学習支援を行った。

不登校の子どもへは、「適応指導教室（ゆうゆう広場）」を3か所から5か所へ増設し、子どもたちが地理的にも通いやすい環境の整備を図るとともに、メンタルフレンド制度の活用が大きな役割を果たしている。また年々増加する不登校児童生徒の居場所事業や学校復帰の支援場所としての取組を行った。

DV被害者の子どもへは、平成22年3月にDV被害者とその子どもの安全と安心に配慮した総合的なDV施策を推進するために「川崎市DV被害者支援基本計画」を策定し、本市のDV施策の充実を図り、全市的、総合的な取組を図った。今後はDV被害者の子どもへのケア体制の拡充のために、関係機関等の一層の連携が求められている。

【推進施策4】

子どもへの権利侵害を防止し、被害を回避するために、子どもの権利についての社会的な認識を高めるような広報・啓発に努めるとともに、子育て中の親等が安心して相談できるよう体制を一層充実させます。

子どもの権利に関する認識を深めるために、親、教職員等を対象に各局、区役所において条例パンフレットの配布、子育て情報誌の作成、ホームページの活用、研修会、講演会の開催など、種々の情報提供や啓発事業を実施している。

虐待等の権利侵害に対しては、関係機関向け・市民向け講演会の開催等とともに、子育て支援情報の広報、地域での関係機関や各支援者とのネットワークづくりを進めた。

児童相談所等の関係施設においては、支援を必要とする子どもへの支援内容が複雑化していることから、各施設での職員研修、専門職研修等を実施し、多様な専門機関との連携、調整を行いながら子どもの権利侵害の防止と救済を進めている。

平成20年度に区役所にこども支援室が設置され、「こども相談窓口」が開設したことで、地域でより身近に相談できる機関の充実が図れた。児童相談所や学校等の関係機関、関係団体との連携調整を行いながら的確に相談業務を行った。

【推進施策5】

学校において、子どもからのSOSを適切に受け止められるよう、教職員の意識の向上を図り、体罰によらない子どもへの対応が徹底されるよう教職員への啓発に努めます。特にいじめや虐待を受けている子どもに対して、学校内で速やかに対応できるような体制を整備します。

全市立学校の教職員を対象とした人権尊重教育の研修を実施し、子どもの権利に対する意識を向上させ、一人ひとりを尊重する教育を推進した。また、全市立中学校にスクールカウンセラーを配置し、校内における相談体制の充実を図った。また小学校、高校を対象とした学校巡回カウンセラーについては、平成19年度の2名から平成22年度までに7名体制に増員したことによって、緊急時に即応できるようになった。

しかしながら、SOSを発信できずに悩んでいる児童生徒も存在することに配慮して、相談体制の一層の充実が求められる。

【推進施策6】

区役所を中心とした子どもの生活における身近な場所での相談体制を充実し、子どもへの権利侵害の防止に努めます。

平成20年度に区役所にこども支援室が設置され、「こども相談窓口」が開設したことにより、子どもに関する各種相談を受け、区役所保健福祉センターや児童相談所、学校等関係機関・関係団体との連携、調整を行い迅速に的確な支援を行った。また、区役所保健福祉センターでは、妊婦やそのパートナー、子育て中の親等を対象として保健指導や相談支援、両親学級を開催し、虐待防止に向けた取組を行った。特に子育てがづらい等育児の悩みを抱えている親等を対象にグループカウセリングを実施し、虐待の未然防止につなげた。

教職員、施設職員等を対象に、「幼・保・小連携事業」として、区内の全幼稚園・保育園、小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもの成長を一体的に支援するため、意見交換会や教員の保育体験、小学校での授業・行事参観等を実施し、支援体制づくりを進めた。さらに、意見交換会の中で、外国籍の児童や要支援の児童等への就学に向けての保護者も巻き込んだ支援の必要性等があげられ、課題の共有につながった。

【推進施策7】

人権オンブズパーソン制度において、子どもが相談しやすい体制を整備し、子どもの最善の利益の確保に努めます。また、人権オンブズパーソンの機能を充実します。

人権オンブズパーソン制度を周知することが、子どもが相談しやすい体制づくりの第一歩であることから、親しみやすい子ども相談カードへの改訂や学校等における「人権オンブズパーソン子ども教室」などを実施した。また、年度報告書において、運営状況をわかりやすく掲載するように努め、人権オンブズパーソン制度の正しい理解に向けた取組を行った。

人権侵害を受けた子どもの救済においては、迅速かつ適切な対応が求められることから、区役所こども支援室、学校、民間団体等を含む関係機関と連携しながら早期救済を図った。

今後も「人権オンブズパーソン子ども教室」を積極的に推進し、直接、子どもたちに対して、いじめへの考え方や人権に関する話や気軽に安心して相談できることを周知し、この制度を充実させていく必要がある。

2 総合評価

子どもの相談・救済の広報・啓発への取組では、関係する所管部署が制度の仕組みの情報提供において、子どもにわかりやすく、より多くの市民に効果的、効率的な広報をめざして創意工夫をしながら、3年間の事業実施目標に向け着実に業務を執行してきた。平成23年3月に実施した「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」のアンケート調査でも7割以上の子どもが相談機関を知っているという結果であった。

相談事業においては、年々増加傾向にある支援を必要とする子どもの救済のために、各区役所に設置したこども支援室に「こども相談窓口」を開設し、身近な相談場所として子どもの問題の解決に向け関係機関等と連携し、迅速かつ的確な対応に心がけながら、乳幼児虐待防止等に向けたさまざまな取組を実施した。

また、学校においても、全市立中学校へのスクールカウンセラーの配置に加えて、市立小学校、高等学校における学校巡回カウンセラーを増員し、相談体制を充実させた。

子どもの権利侵害の救済機関である人権オンブズパーソンについては、子どもに向けた広報の充実と学校との連携を進めている。

しかしながら、問題を抱えた子どもが依然として多く存在し、子どもの相談内容が複雑化していることから、より多くの専門機関等との調整や連携の強化が必要である。それに伴い、問題の解決に対応する職員には多種多様な専門的知識が求められるとともに、一層の人権意識の向上に向けた研修等が必要とされている。特に子ども自身が安心して、気軽に相談できる環境の整備が求められている。

参考：第3期子どもの権利委員会による事業調査結果（相談・救済について）

第3期子どもの権利委員会（平成19年10月～平成22年9月）は、各所管部署における子どもの相談・救済事業の取組として、「人権オンブズパーソン事業」、「児童・青少年相談事業」、「虐待防止センター事業」、「教育相談事業」、「スクールカウンセラー事業」、「インターネット相談窓口事業」、「子ども相談窓口事業」の7事業の調査、検証を行った。調査結果は次のとおりである。

<主な成果>

- ①学校を中心に保護者や児童に相談カードの配布事業を続ける中で、徐々にではあるが、子どもからの相談件数が増加してきた。
- ②相談カードの配布方法を工夫し全児童生徒に行き渡るようにした。
- ③川崎市インターネットホームページの活用により、周知が広がってきている。
- ④不登校の児童生徒が学校復帰、社会復帰を果たしてきている。
- ⑤定期的に相談員（含職員）の研修会を実施することにより、受付窓口職員を含めスキルアップがなされてきた。
- ⑥インターネットによる悪質な書き込み（個人攻撃等）に迅速に対応している。
- ⑦子どもの生活に身近な区役所に福祉、保健、教育の分野を一元化した相談窓口を開設した結果、関係機関等との連携を迅速に行い、的確で効率的な対応ができるようになった。

<主な課題>

- ①川崎市内の子どもの割合からして、相談・救済システム等の認知度がまだまだ低い。
- ②個々に応じた相談・救済を充実させる上でも、民間と公共機関の連携をより一層充実させる必要がある。
- ③多様化する問題に対応するためのマニュアル作成及び研修が急がれる。
- ④サイト運営者やIT関連機関との迅速な連携が必要である。
- ⑤相談面接技術や職員の専門性等のスキルアップが必要である。
- ⑥子どもに関する問題は複雑、深刻になっていることから関係部署や関係機関等との連携体制を強化していく必要がある。
- ⑦個人情報の保護について十分な配慮が必要である。

施策の方向 2 子どもの意見表明・参加の促進

- ・ 推進施策 8～13
- ・ 具体的な取組 26項目

子どもの意見表明・参加は、子どもの権利保障の理念を具現化していくための基本的な目標であり、子どもの権利保障を進めていく重要な要素である。子どもの意見表明・参加の場として、子ども会議、学校における学校教育推進会議、地域におけるボランティア活動、施設の運営会議等が挙げられる。

1 第2次行動計画取組状況

【推進施策8】

川崎市子ども会議を活性化し、行政区子ども会議や中学校区子ども会議等との効果的な連携を図るなど、市政への子どもの意見表明・参加を促進します。

「川崎市子ども会議」での子どもの意見表明・参加の取組では、月2回の子ども会議定例会、年1回の子ども集会等を開催し、社会参加のためのテーマ設定から運営、進行等について、子ども会議のOB、OG等のサポーターからの支援を受けながら、子どもたちの自主性、自発性に視点を置いて実施している。また、教育関係団体等からなる川崎市子ども会議推進委員会を定期的で開催し、子どもの意見表明・参加の推進に向けて協議した。

「川崎市子ども会議」は、毎年、一年間の活動を報告書としてまとめ、市長に報告し、市政への意見表明と参加を行っている。また、子ども集会では、行政区子ども会議、中学校区子ども会議の子どもたちが参加し、意見交換、情報交換を行っている。しかし、より効果的な市政への参加のためには、川崎市子ども会議、中学校区子ども会議、行政区子ども会議のさらなる連携が必要とされる。

【推進施策9】

学校における、子どもの意見表明・参加を促進します。

学校の運営等について協議し、地域で共に協力し支え合うために全市立学校に設置されている「学校教育推進会議」は、その構成に保護者や地域住民、教職員のほか、児童生徒も参加しておとなと並んで意見を表明しており、その協議内容が学校評価に

反映されるなど、開かれた学校づくりに成果を上げている。

子どもの権利の学習を実践するため、川崎市人権尊重教育実践事例集「かわさきKタイム」を初任者研修、要請訪問などの人権尊重教育研修等で広く活用し、教職員の研修を行った。今後も、教職員への人権意識の向上に向けた取組を行っていく必要がある。

【推進施策10】

地域において子どもが自発的に、文化的、社会的活動に取り組めるよう情報の提供など環境整備に努めます。

子どもの社会参加を広く支援するため、インターネットによる手法として川崎市ホームページ（こどもページ）、各区役所の子ども向けホームページ、交通局の「キッズページ」等において市・区等の事業紹介、子どもに関するイベント情報等を掲載し、情報提供を行っている。特に区役所におけるホームページでは、毎月 1,000 件程度のアクセスがあるなど、区内を中心とした市民への情報提供に効果があった。

「子ども夢パーク事業」においては、子どもなら誰でも利用できる子どもの活動拠点として、子ども運営委員会を組織し、子どもの自主的、自発的活動の推進に向けた取組を行っている。

その他、各局において児童生徒向けにわかりやすく親しみのある行政情報を資料として作成・配布するほか、体験型学習やイベント、コンクール等により社会参加を促進した。

【推進施策11】

児童養護施設などで生活している子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、障害のある子ども、不登校の子ども等、個別に支援を必要としている子どもの意見表明・参加を図るための情報提供などサポート体制の整備をさらに進めます。

児童相談所の一時保護においては、子どもの最善の利益に視点を置いて取り組んでいるが、一時保護児童の学習権の保障として、教員免許を持つ学習専門指導員 2 名を配置し、一時保護所職員と連携して継続的な学習支援を行うことができた。

多様な文化的背景を持つ子どもへの支援について、子育て支援関係機関における通訳、翻訳事業では、日本語が通じないなどの理由により、親子が地域や学校で孤立することを防ぐ効果をあげている。学校では、日本語指導を必要とする外国人児童生徒への日本語指導等協力者を派遣した。また、総合教育センターと連携することにより、

区役所こども支援室学校・地域連携担当において、小学生低学年の教育相談が受けられるようになった。

障害のある子どもへの支援では、保育園における統合保育、学校での特別支援教育等における教職員の研修を進め、子どものニーズに応じた対応を行った。また、障害児タイムケアモデル事業では、当初13か所で実施していたが、14か所（区に2か所）に増やし、障害福祉計画の目標値を達成し、障害のある中高生の放課後支援を充実させた。

不登校の子どもへの支援では、研究実践校の小学校に配置した「こころのかけはし相談員」と全中学校に配置されているスクールカウンセラーとを活用した「フレンドシップかわさき」事業を3中学校区から7中学校区に拡充し、小中学校及び関係機関との連携を広げた。

【推進施策12】

乳幼児が、安心して周りのおとなとかかわりが作れ、子ども同士の交流が持てるような環境を整備し、乳幼児を持つ親等への支援を充実します。

乳幼児を持つ親等への支援としては、それぞれの区役所で市民活動団体やNPO法人等と協働して、地域の親子のニーズに合わせて創意工夫をしながら実施している。男性育児参加促進事業、子育てセミナー、子育て支援推進事業、就労妊婦への支援、子育てに関する研修会、講習会、親同士の交流の場の提供、子育て中の親の相談、乳幼児のふれあい等、多岐にわたり積極的に行われた。参加者数も年々増加しその成果として、親等への育児の不安をやわらげるとともに、児童虐待の予防にも結びついている。

事業の実施にあたり、地域団体、住民にも協力を呼びかけ、実行委員会等を設置し、事業の検証等を行いながら、地域ぐるみの子育て支援体制づくりをめざして取り組んだ。その結果、地域住民や市民活動団体等の理解が進み、年々支援者も増えて支援体制の機運が高まったことは、大いに成果があった。

今後は、地域の人材を育成しながら住民の主体的参加による事業の実施へと取り組んでいく。

【推進施策13】

子どもの意見表明・参加の意義やその支援のあり方などについての啓発に努めます。

子どもの意見表明・参加を推進する場として、「川崎市子ども会議」が大きな役割

を果たしている。子どもたちが参加しやすく、話しやすい雰囲気づくりを促進し、子どもの自主的な活動を支援するためには、子どもたちを支援するサポーターの関わりが重要であるため、その人材育成のための「サポーター養成講座」（年8回程度）を開催している。

子どもの権利条例で定められている「かわさき子どもの権利の日」（11月20日）前後には、多くの子どもや支援するおとなに子どもの権利条例の理念や目的が正しく伝わるよう種々の事業を実施した。「かわさき子どもの権利の日のつどい」では、子ども会議のメンバーによる活動報告、子どもたちによるダンス、子どもたちが作った啓発旗等子どもの意見表明・参加への取組を行っており、参加者数は年々増加している。また、市民団体やNPO法人等との協働で行う市民企画事業、市立図書館との連携による子どもの権利に関する図書の紹介等啓発活動に取り組んだ。

子どもに関わるおとなを対象に研修会等の学習機会の提供や、子育て等の情報誌やホームページ等により各種情報を提供し、子どもの権利への意識の向上を図った。また、児童生徒、保護者、教員や施設職員等を対象に条例への理解をより深めるよう、子どもの権利条例パンフレットを配布した。

2 総合評価

子どもの意見表明・参加への取組については、それぞれの所管部署が事業の実施にあたり、支援する側が子どもの視点に立って、場の提供や環境の整備、関係する施設職員等の研修、情報提供等、多岐にわたる取組を行い、それぞれにおいて成果を挙げている。

学校では、「学校教育推進会議」が全市立学校に設置され、子どもの意見等が学校づくりや運営に反映されているが、学校による取組への差異の解消が課題である。

子ども夢パーク等の施設では、子ども自身による運営会議を定期的に行い、子どもの意見や声を施設運営や事業に反映させている。

個別の支援を必要とする子どもについては、地域社会への参加に向けた障害児タイムケア事業の拡充、施設職員の人権意識の向上を図るための研修等を行うなど、それぞれ学習支援や地域参加支援を拡充し、子どもの権利保障への継続的な支援が行われている。

地域での取組では、こども支援室をはじめとした区役所が中心に行っている子育て支援事業について、区民、関係団体、NPO法人等との連携による地域ぐるみの支援体制の拡充は大きな成果といえる。

子どもや子どもに関わるおとなに対する情報提供として、市及び各区のホームページ（こどもページ）の活用、情報誌等の作成により、子どもの意見表明・参加の推進に向けた取組をしてきた。

しかしながら、子どもの権利を保障する側のおとなへの広報・啓発は一定の広がりを見せているものの、子どもの権利条例や子どもの意見表明・参加の意義への理解をさらに進めるため、さまざまな場での継続的な取組が必要である。

施策の方向3 子どもの居場所づくりの促進

- ・ 推進施策14～18
- ・ 具体的な取組20項目

子どもの居場所については、子どもの安心・安全の確保とともに、子どもがいろいろな経験を積んで成長していけるところ、子どもの思いをおとなが受け止め、豊かな関係が築ける場を提供できるかが求められる。川崎市は、子どもの権利条例第27条に基づき、子ども夢パーク、こども文化センター、わくわくプラザ、適応指導教室（ゆうゆう広場）等を設置している。

1 第2次行動計画取組状況

【推進施策14】

子どもが利用する施設においてその運営や事業等に、子どもたちの参加を一層進めます。また、子どもたちが安心して過ごせるよう環境の整備を進めます。

居場所としての各施設では、子どもの活動拠点として、「子ども運営委員会」等を設置して定期的に会議を開催し、子どもの意見を事業及び施設運営に反映している。

また、こども文化センター等においては、施設整備計画に基づき、施設改修するとともにバリアフリー化するなど、障害のある子どもが利用しやすい環境づくりを行った。

【推進施策15】

地域における中学生・高校生年代の子どもの居場所づくりを推進します。

「子ども夢パーク事業」、「青少年フェスティバル事業」、「青少年舞台活動事業」等においては、特に中学生、高校生を中心として企画・運営会議等を設置し、企画段階から子どもたちの意見を反映させながら事業を実施している。こども文化センターでは、施設整備計画に基づき、床等の改修工事やエアコンの設置、建替え工事等、居場所としての環境を整備した。

また、生活支援を必要とする障害児に対して、家族介護を補完する等の目的で地域生活支援事業を実施した。実施にあたっては、サービス提供者の確保、実態に合わせた制度運用の見直し等を行って、新規事業所数の増加を図り、日中短期入所や児童デイサービスにおいては実施目標を大きく上回った。障害児タイムケアモデル事業では、市内14か所で平成22年度に1か月あたり延べ1,450人以上の障害のある中高生の放課後支援を実施した。今後は、児童福祉法の改正に対応するための事業のあり方の検討が必要とされる。

【推進施策16】

不登校の子どもが安心していられる場づくりを進め、学校・地域・社会への参加に向けた支援に努めます。

不登校の子どもの居場所、学校復帰の支援場所としての「適応指導教室（ゆうゆう広場）」を、利用者の増加傾向に対応するため、3か所から5か所に増設し、利用者が地理的にも通いやすいように環境を整備した。また、保護者と学校との連絡会を定期的に開催し、相談員の研修会を定期的に実施するなど活動内容に子どもたちの声が反映され、不登校の子どもが安心していられるような居場所づくりに努めた。

不登校児童生徒の相談等では、教育相談員以外にボランティアとして、主に心理学を学ぶ大学生や大学院生を子どもたちの相談、活動相手として「メンタルフレンド」に採用した。子どもたちにとって年齢が近く、一緒に活動し、気軽に相談できる存在として大きな役割を果たしている。

子ども夢パークにおいては、ありのままの自分でいられる居場所として、「不登校児童生徒の居場所づくり」を実施し、自立へ向けた支援を行っている。

「フレンドシップかわさき」事業の一環として、「不登校対策連絡協議会」を年3回開催し、学校と不登校対策に関わる関係機関との連携を進めて、不登校の未然防止、早期解決に向けて取り組んだ。

しかしながら、年々不登校児童生徒が増加傾向にあり、受け皿としての居場所の増設や質の高い相談員の確保等、不登校の未然防止と早期解決に向けたさらなる取組が

求められる。

【推進施策17】

子どもが利用する施設等のバリアフリー化を進め、障害のある子どもが活動しやすくなるよう環境を整備し、子ども同士の交流を進めます。

こども文化センター等の老朽化した施設においては、施設の建替え、冷暖房設備の改修等、学校ではエレベーターの設置（5校）など、バリアフリー化を進め、障害のある子どもが利用しやすい環境整備に取り組んだ。

また、障害特性に応じた支援が提供できるような施設や、それぞれの教育ニーズに応じた特別支援学級や特別支援学校を充実させ、通常の学級や学校間、地域との交流を進めた。

今後も引き続き、施設・学校の積極的なバリアフリー化等環境を整備し、子どもの相互交流を進めて、障害に関する理解を深める。

【推進施策18】

子どもの居場所において、子どもの思いや状況に配慮した対応が行えるよう、職員への研修、情報提供を充実し、相談・救済機関や関係機関との連携が進むよう支援します。

こども文化センター、子ども夢パーク等各施設の職員等に対して、子どもの権利条例に関する研修会を実施し、子どもの権利条例の趣旨を踏まえた施設運営や、利用者である子どもの思いや状況に配慮した対応の充実を図るとともに、子どもの権利に関する種々の情報提供を行い、職員の相談や活動等の事業実施に向けた技術の向上を図った。また、市立の小・中・高校の各校長会や保育園長会議等研修会において人権尊重教育や子どもの権利条例についての内容を取り入れ、管理職・教職員等の人権意識の高揚を図った。子どもに関わる活動をしている団体・関係機関へ情報提供を行い、情報交換の場を設けてネットワーク化を推進した。

今後においても、学校・施設等の職員が子どもの権利条例の趣旨を正しく理解し、子どもの権利の視点での管理運営がされるよう研修等の充実が必要とされる。

2 総合評価

子どもの居場所は、子どもの権利条例第27条に規定され、子どもがありのままの自分でいられ、ほっとできる場所、安心していられる場所の大切さがうたわれている。

居場所としては学校や家庭、児童福祉施設の他に、子ども夢パーク、「適応指導教室（ゆうゆう広場）」等が考えられ、これらは子どもたちの生活の場であり学びの場、遊びの場である。各施設における具体的な事業への取組は子どもの権利保障の視点から大きな役割を担っており、それぞれの子どもの状況等を考慮した活動支援を行っている。

しかしながら、さまざまな事情から学校や家庭、地域社会になじめない子ども、障害等により個別の支援を必要とする子ども、多様な文化的背景のある子ども等が年々増加傾向にあり、悩んでいる子どもが多く存在している現実もある。それらに対応できる体制整備を今後も進めていくことが求められている。

また、保育園の一部やこども文化センター等の施設では、管理運営者が指定管理者となっていることから、どの施設においても設置目的に基づき均質的な支援活動を行うために、施設職員等関係者への研修会等の一層の充実が必要である。

施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上

- ・推進施策19～21
- ・具体的な取組16項目

子どもの権利の保障においては、子どもと子どもを支援するおとな（教職員、子どもに関する施設職員、子育て中の親等）が条例の趣旨や目的を正しく理解し、活用するための取組が重要である。所管部署における事業の情報提供等の効果的な広報・啓発等の取組が挙げられる。

1 第2次行動計画取組状況

【推進施策19】

学校における権利学習を進めます。また、子どもが学校や学校以外の場で子どもの権利について学習ができるよう条件整備と支援を進めます。

学校においては、「川崎市子どもの権利に関する週間」などで学校ごとに権利学習を実施した。それに合わせて、児童・生徒用子どもの権利学習資料を見直して活用しやすくしたり、教職員用参加・体験型権利学習事例集を研修等で活用して周知を図っ

たりするなど、人権尊重教育を推進した。また、小学2～4年生を対象にいじめなどの権利侵害から自分を守る方法を身につける参加型学習であるCAPプログラムを行う講師を派遣した。

学校以外では、子ども夢パークの子ども運営委員会や「川崎市子ども会議」の場において、子どもの権利学習を支援した。

【推進施策20】

個別の支援を必要とする子どもが子どもの権利について気づいたり学んだりできるよう支援します。

日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対して、初期の日本語習得及び学校生活への適応などの支援をするために、日本語指導等協力者を定期的に派遣している。平成21年9月からは総合教育センターの他に、小学校低学年では各区役所こども支援室学校・地域連携担当においても教育相談を受けられるようにした。平成22年度からは中学3年生を対象に学習言語習得や高校受験に向けての学習支援員を中学校10校に派遣した。

児童養護施設等の入所措置児童に「子どもの権利ノート」を配布し、入所児童の子ども権利擁護を図った。また児童虐待防止法の改正に伴い、被措置児童等虐待対応相談の連絡先を追記するなどして制度を周知した。

【推進施策21】

学校や社会教育の実践及び母子保健事業等により、親等を対象とした子どもの権利に関する学習を進めるなど啓発を進めます。また、子どもの権利について理解を深めるため、職員に対する啓発及び研修を充実させます。

子どもの権利を広く市民に正しく理解してもらう場としての「かわさき子どもの権利の日」事業を実施し、「かわさき子どもの権利の日のつどい」や市内各地で市民活動団体・NPO法人等が協働して実施する市民企画事業などで、子どもを含む多くの市民に広報・啓発を行った。

学校においては、「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、開かれた学校づくりの一層の推進のために権利学習の取組等を保護者や地域住民に公開して、広く子どもの権利についての関心と理解を深める機会を提供した。

子どもの権利条例についての理解を深めるために、子どもの権利条例パンフレットを毎年市内の公立、私立の小学4年生、中学2年生、高校1年生、特別支援学校、民

族学校等の児童生徒及び教職員に配布し、各学校等においての権利学習等での活用を推進した。

行政職員や、保育園、こども文化センター等子どもに関わる施設職員を対象とした研修会等に講師を派遣して人権や子どもの権利に関する研修を実施し、子どもの権利条例の趣旨や条文の正しい理解に向けた啓発を行った。

また、地域においては、区役所こども支援室を中心に子育てに関する情報誌等の発行、区役所内のこども情報コーナー設置などの情報提供や、児童虐待防止等の啓発事業を実施する中で、子どもの権利に関する意識の向上を図った。

2 総合評価

学校における権利学習資料を児童生徒にわかりやすく、教師が活用しやすいものに内容を工夫するなどの見直しを行い、児童生徒への子どもの権利に関する意識の向上を推し進めるとともに、教職員や施設職員の子どもの権利への意識の向上へも積極的な取組が行われた。

子どもの権利条例パンフレットの配付や学校、施設職員への研修、市民を対象とした各種啓発事業により、おとなの子どもの権利に関する意識の向上を図る取組が行われた。

その他、区役所こども支援室等による子どもに関する情報誌の発行や区ホームページの開設、市全体の広報・啓発事業として川崎市ホームページ（こどもページ）による情報提供、子どもの権利条例パンフレットの作成配布等、種々の情報提供を実施した。

しかし、子どもの権利に関する実態・意識調査の結果にもあるように、市民の子どもの権利条例の認知度が低下傾向にあることが大きな課題として挙げられる。今後、広く市民に対して、より効果的な広報・啓発の充実が求められる。